

令和6年度埼玉版F E M Aシナリオ作成等業務委託 公募型プロポーザル 実施要綱

1 目的

本業務の目的

- ① 埼玉版F E M Aにおけるシナリオの作成、シナリオに基づく図上訓練の実施、それらに関連する調査及び付随する資料等の作成（年6回）。
- ② 指揮命令権者を対象に、災害対策本部会議の複数回開催を想定した図上訓練の実施（1回）

以上の業務について、防災・危機管理に関する専門的知見や業務経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に業務を実施することを図るものである。

本業務に適した者を選定するため、企画提案競技方式による公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 契約者

埼玉県知事（以下「県」という。）[事務局：埼玉県危機管理防災部危機管理課]

(2) 業務名

令和6年度埼玉版F E M Aシナリオ作成等業務委託

(3) 業務内容

① 埼玉版F E M A

災害及び国民保護事案（武力攻撃事態等）ごとのシナリオ作成、図上訓練の実施、事例調査等

② 指揮命令権者訓練

図上訓練の企画及び実施

(4) 委託料

上限17,149,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

(5) 委託期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

3 応募資格

次の(1)～(7)の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本要綱の公開以後に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (6) 「令和6年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託 仕様書」の内容を十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。また、過去3年度間に国、県または市区町村の防災又は国民保護等に関する業務（地域防災計画策定、国民保護計画の策定、防災又は国民保護等に関する研修・訓練、検証・調査等）を受託し、履行した実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年4月15日(月)	実施要綱公開（ホームページ）
4月15日(月)から4月22日(月)まで	質問受付期間
4月26日(金)まで	質問回答期限
4月15日(月)から5月8日(水)まで	プロポーザル参加者 募集期間
5月9日(木)から5月15日(水)まで	企画提案書受付期間
5月20日(月)から5月24日(金)までのいずれか1日	審査（プレゼンテーションの実施）
5月28日(火)	契約優先交渉権者決定（見込）
6月上旬	委託契約（見込）

5 プロポーザル募集から受託者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア、質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a3115-09@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：令和6年度埼玉版FEMA業務委託プロポーザル質問書（法人名）

(エ) 質問受付期間：令和6年4月15日(月)から4月22日(月)17時まで(必着)

イ、質問の回答

質問事項への回答は令和6年4月26日(金)までに、順次、県ホームページに掲載する。

(2) プロポーザル参加申請

本プロポーザルに参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、参加申請書を提出する。

ア、提出期間

令和6年4月15日(月)から5月8日(水)17時まで(必着)

イ、提出書類

公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号） ※電子データ（PDF形式）

ウ、提出方法

電子メール（PDF形式で送信すること。送信後、到着確認の電話を必ず入れること。）

電子メールアドレス：a3115-09@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：令和6年度埼玉版FEMA業務委託プロポーザル参加申請（法人名）

電話連絡先：埼玉県危機管理防災部危機管理課企画担当

（048-830-8136）

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア、提出期間

令和6年5月9日(木)から5月15日(水)17時まで(必着)

イ、提出書類

別添「令和6年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託企画提案書等作成要領」を参照の上、次の書類を提出すること。全ての様式はA4版（企画提案書の別添資料はA3も可）で提出すること。併せて（ア）～（エ）については電子メールで担当（a3115-09@pref.saitama.lg.jp）宛てにデータを提出すること（容量が10MBを超える場合は、事前に連絡すること）。

（ア）企画提案書（様式自由）

（イ）業務実施体制調書（様式第2号）

（ウ）類似業務実績調書（様式第3号）

（エ）見積書及び積算内訳書（様式自由）

（オ）会社概要書（様式第4号） ※会社のパンフレットを添付すること

ウ、提出先

埼玉県危機管理防災部危機管理課企画担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

（埼玉県危機管理防災センター2階）

エ、提出部数

3部（見積書及び積算内訳書は1部）

オ、提出方法

郵送（配達証明）又は宅配便

※いずれの方法も令和6年5月15日（水）17時（必着）

6 審査・選定

(1) 審査・選定方法

委託者が設置する公募型プロポーザル審査委員会において、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション（質疑応答含む）による審査を行い、最も優れた提案者を契約優先交渉権者として決定する。

ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーションが実施できない場合は、企画提案書及びプレゼンテーション映像による審査を行い、最も優れた提案者を契約優先交渉権者として決定する。

審査の実施及び審査結果は文書で通知する。プレゼンテーション映像による審査とする場合、映像の提出方法等についても文書で通知する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも、審査を実施し、委託先として適当であると認めた場合に、その者を契約優先交渉権者として決定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制及び見積額を総合的に評価する。

(3) 審査（プレゼンテーション）実施日

日 程：令和6年5月20日(月)から令和6年5月24日(金)のいずれか1日

※ 日時は追って通知する。

場 所：危機管理防災センター内

※ 会場は追って通知する。

(4) 留意事項

ア、プレゼンテーションにおいては、パワーポイントを使用し、その場での紙資料の配布は認めない。

イ、プレゼンテーションは、本実施要綱「5（3）」で提出した企画提案書に沿って行うこと。

ウ、プレゼンテーションにおいては、仕様書に記載する図上訓練での進行役を担う者もしくはそれと同等の能力を有する者が説明を行うこと。

7 その他留意事項

(1) 参加申請の無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア、談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ、本実施要綱「3 応募資格」に照らし、参加資格がないと認められるもの。

ウ、虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ、指定する提出期限を超えて提出したもの。

オ、本要綱に定める提出書類の種類及び部数が欠けるもの。

カ、参加申請書に申請者の記名がないもの。

キ、委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

ク、見積金額を訂正したもの。

ケ、見積書と積算内訳の金額が合致しないもの。

(2) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができな

いと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

- ア、参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は参加者の負担とする。
- イ、提出された参加申請に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- ウ、「5（2）プロポーザル参加申請」及び「5（3）企画提案書等の提出」に示す提出書類は原則、押印不要とする。ただし、提出後、担当者に連絡するなどにより、提出書類の真正性の確認を行うことがある。

8 問い合わせ先

埼玉県危機管理防災部危機管理課企画担当

担当者：小峰、石川、新井

電話：048-830-8136

Eメール：a3115-09@pref.saitama.lg.jp